破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４８号

岩手県花巻市大迫町内川目第16地割16番地
債務者　伊藤　　博（旧姓花井）

1　決定年月日時　平成23年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神木　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第３５号

山形市白山１丁目15番２号　ライフステージ203号
債務者　佐藤　照男

1　決定年月日時　平成23年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　　元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６号

群馬県桐生市境野町６丁目545番地の５
債務者　大屋　善衛

1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第７００号

神戸市須磨区中落合１丁目１番415―305号
債務者　石原　道夫

1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺尾　祐志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７０１号

神戸市須磨区中落合１丁目１番415―305号
債務者　石原　陽子

1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺尾　祐志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７０３号

神戸市東灘区青木２丁目８番９号
債務者　上田　文平

1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　英樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９９号

兵庫県西宮市越水町10番31―201号
債務者　箱田　徳三

1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　清嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５００号

兵庫県西宮市越水町10番31―201号
債務者　箱田　陽子

1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　清嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係